

平成二十六年法律第二百一十六号

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

卷之三

**第一条** この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名譽又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信による情報の流通によりて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第二百三十七号)の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名譽及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

前二項の行為などを目的して電気通信回線を通じて私事性的画像記録物を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

四 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第三条の例に従う。

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の特例）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、特定電気通信（同法第二条第五号に規定する発信者をいう。第一号及び第三号において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同法第二条第一号に規定する発信者をいう。第一号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るもの（以下この号において「名誉等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象者（当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）に限る。）から、当該名誉等を侵害したとする情報（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。）、名譽等が侵害された旨、名譽等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨（同号において「私事性的画像侵害情報等」といふ。）を示して当該特定電気通信役務提供者

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(支援体制の整備等)

**第五条** 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするため必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。  
(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

**第六条** 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

<p><b>第三条</b> この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(検討)</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  <b>(施行期日)</b></p>
<p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第五百九条の規定 公布の日</p> <p><b>附 則</b> (令和六年五月一七日法律第一五号) 抄  <b>(施行期日)</b></p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置（以下この条及び次条において「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。）

を講ずるよう申出があつたとき。

二、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（前項の規定による）

五条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いややすくするための必要な捜査機関における体制の充実、各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

被害の発生を未然に防止するための教育及び支援体制の整備等）

六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学術機関をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場所を通じて、自己に係る私事性的画像記録等による被害の姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないための私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する教育の実施を図るものとする。

施行期日）

附 則

<p>（検討）</p> <p>この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>第三条 証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>号）抄</p>	<p>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>号）抄</p>	<p>附 則（令和六年五月一七日法律第一五号）抄</p>